

- ・山口タレント図鑑は、フリーランスを応援します
- ・タレントが所属するのではなく、ホームページサイト「山口タレント図鑑」への登録によりブッキング窓口(営業窓口)としてサポートします
- ・現在、独自で請負中の業務の契約内容に変更の必要はありません
- ・今後も独自のルートでの請負業務については、独自で契約が可能です

## タレント利用規約「山口タレント図鑑」

本規約は、株式会社エフエム山口(以下「当社」といいます)がインターネット上で運営する「山口タレント図鑑」サイトにおいて、当社がサイト登録者(以下「タレント」といいます)に対し提供するタレントマネジメント登録業務サービスに係わる取引(以下「本取引」といいます)条件等につき定めるものです。

1. この利用規約は、本取引に関する当社とタレントとの全ての関係に適用されるものとします。
2. 本規約の内容は、当社が必要と認めた場合には、タレントの個別の承諾を得ることなく変更できるものとします。変更後の本規約は、当サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 本契約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 「芸能活動」とは、主催者、名称の如何を問わず、タレントが関与するテレビ、ラジオ、映画、動画、新聞、雑誌、インターネット上の WEB サイトその他一切の媒体に対する、出演、撮影、その他一切の実演、対談、司会、文筆、動画制作、TikTok、YouTube、Instagram、Twitter 等の SNS への投稿その他あらゆる形態での創作活動を含む一切の活動をいう。
  - (2) 「マネジメント登録業務」とは、タレントの芸能活動に係わる企画・立案業務、広告・プロモーション業務、出演交渉業務、契約書類の作成・締結業務、その他これらに付随する一切の業務をいう。
  - (3) 「クライアント」とは、当社のマネジメント業務の履行に関する案件(芸能活動に関する案件及び商品化その他一切の二次利用に関する案件を含む。)の依頼者をいう。
  - (4) 「知的財産権」とは、著作権(著作権法 27 条および 28 条の権利を含むがこれに限られない)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む)をいう。
  - (5) 「実演報酬」とは、当社がマネジメント業務を履行したことに起因するタレントに関する芸能活動にかかる一切の報酬(金銭以外の財産的価値を有するものを含む。)をいう。
4. マネジメント業務の委託については、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) タレントは当社へ地域の制限なくマネジメント業務を委託すると同時に、その芸能活動の詳細については、当社と協議の上でその指示に従います。
  - (2) タレントは、当社以外の第三者よりタレントの芸能活動に関する依頼を受けた場合、タレントの判断で対応することができます。但し、業務の円滑な運営のため可能な限り情報共有するものとします。
5. 報酬の支払いについては、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) タレントは当社に対し、年間登録料(サイト管理料)として別途申込書の金額を支払うものとします。
  - (2) 当社は、タレントの登録による芸能活動により生じた実演報酬その他第三者からの立替費用等一

切の受領権限を有するものとします。

- (3) タレントは実演終了後、当社に対して請求書を発行します。当社はタレントからの請求書に従い、芸能活動の対価である実演報酬を、当社が請求書を受領した月の末日締めにて翌月 10 日に、タレント指定の金融機関にて振込による方法により支払うものとします。振込手数料は当社負担とします。なお、本条に定める期日が金融機関営業日でない場合は、その直後の金融機関営業日を、当該期日とします。

6. 権利帰属については、次の各号に定めるとおりとします。

本契約期間中のタレントの芸能活動ならびにタレントの肖像(写真、映像、電磁的記録を含む。以下「本件肖像」という)、氏名、芸名、略称、愛称、呼称、筆名、グループ名(これらを総称して以下「本件名称」という)、経歴、筆跡、手形、音声その他、本人に属する要素を使用した一切の活動から生まれるすべての知的財産権(以下「本件知的財産権」という)は、タレントに帰属するものとします。

7. SNS アカウントの管理については、次の各号に定めるとおりとします。

タレントは、本契約終了後、当社が本件アカウントおよび本件アカウントに投稿された動画等のコンテンツを削除することができることを予め承諾するものとします。

8. 秘密保持については、次の各号に定めるとおりとします。

タレントは、本契約中か否かにかかわらず、本契約の内容および本契約に関連して知り得た当社に関する一切の情報(文書、電磁的記録媒体その他の形態を問わず、かつ、本契約の締結前に知り得た情報か締結後に知り得た情報かを問わない。以下「秘密情報」という)を、本契約に定められた義務の履行以外の目的で使用せず、また、当社の書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 受領の時点において、既に公知となっていた情報
- (2) 受領の時点において、タレントが秘密保持義務に違反することなく既に保有していた情報
- (3) 受領後に、タレントの故意または過失によらず、公知となった情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報
- (5) タレントが独自に開発・取得していた情報

9. 権利義務の譲渡については、次の各号に定めるとおりとします。

タレントは、当社の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位および本契約に基づく権利または義務の一部を、第三者に譲渡し、担保に供し、または承継してはならない。

10. 保証については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) タレントは当社に対し、タレントの芸能活動および本件知的財産権が、第三者の著作権その他著作権法に定める一切の権利その他一切の知的財産権ならびにその他いかなる権利をも侵害せず、かつ、合法的なものであることを保証します。
- (2) タレントは、当社による本件業務の履行について、自らおよび権利者等を含む第三者をして、本件知的財産権を含む一切の権利を保証します。
- (3) 前二項の保証に反し、当社または当社の指定する第三者が、権利者等を含む第三者より権利主張、異議、苦情等を受けた場合、タレントは自らの責任と費用負担においてこの一切を処理解決するものとし、万一、当社に損害が生じたときは、その一切を賠償する責を負うものとします。
- (4) タレントおよび当社は相手方に対し、本契約締結日以降、本契約が終了するまでの間、次の各号に定める事項を保証します。

- ① 本契約を締結するために必要な権限を有していること
- ② 本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限および権能を有していること、および本契約の締結および履行が、その目的の範囲内の行為であること

11. 反社会的勢力の排除等については、次の各号に定めるとおりとします。

タレント及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自ら及びその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び個別契約を締結するものでないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと

タレント又は当社は、相手方が前項の確約に違反した場合、事前に通知又は催告することなく、本契約の解除をすることができます。なお、本項による解除によって相手方に損害が生じてもこれを一切賠償することを要しない。

相手方が本条に違反したことによりタレント又は当社に損害が生じたときは、当該相手方はその一切の損害を賠償しなければならない。

12. 解除については、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) タレントまたは当社は、相手方が本契約に定める義務の一つにでも違反した場合または本契約に関する債務の履行を懈怠した場合、相手方に対して、相当期間を定めて義務違反状態の是正または債務の履行を催告できるものとし、当該期間内に義務違反状態の是正または債務の履行がなされなかったときは、その選択に従い、遡及的にまたは将来に向かって本契約を解除することができるものとします。
- (2) 本契約の有効期間中、相手方に次の各号に掲げる事実が生じたときは、タレントまたは当社は、相手方に対して何らの通知催告をなすことなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
  - ・ タレントが、正当な理由なく、当社の指示する芸能活動を行わない場合
  - ・ 破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停の申立等があったとき、または任意整理に入ったとき
  - ・ 主債務者として、仮差押、仮処分、差押若しくは資産に対する競売手続きの申立を第三者によりされたとき、または租税滞納処分を受けたとき
  - ・ 振り出した手形または小切手について 1 回でも不渡り処分を受けまたは支払停止処分を受けたとき
  - ・ 営業の停止若しくは解散の決議をしたとき、または事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を行おうとしたとき(ただし、タレントと当社間の合意により、本契約の地位が譲渡先に譲渡される場合を除く)

- ・ 前各号の他財産状態が著しく悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由があるとき
  - ・ 前各号に定めるほか、本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- (3) 前 (2) 項に定める事由によって当社に損害等が発生した場合には、タレントは前項に従い本契約が解除された場合であっても、損害等の賠償義務は逃れない。
13. 損害賠償については、次の各号に定めるとおりとします。
- タレントが本契約に定める義務に違反した場合、またはタレントに起因する行為により第三者ならびに当社が直接または間接に被害を被った場合、タレントは第三者ならびに当社が被った金銭被害を自らの責任と費用をもって全額賠償します。ただし、タレントに支払能力が欠落している場合には、当社は、タレントの芸能活動の報酬として当社がタレントに支払うべき分配金から賠償相当額を減額して補填することができます。
14. 契約終了後の扱いについては、次の各号に定めるとおりとします。
- 本契約の終了後であっても、当社がタレントに通知した場合には、本契約期間中に当社が第三者と合意し、またはタレントに指示した芸能活動については、本契約が効力を有し、タレントおよび当社は本契約上の義務を負い権利を有するものとします。
15. 登録期間については、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) タレントが活動について当社に登録契約マネジメント業務を委託する期間は、本契約締結日から起算して1年以内として毎年 3 月末日を期限とします。登録料金の日割計算は原則としてしないものとします。
- (2) タレントが未成年者である場合には、前項の期間は、タレントの親権者その他の法定代理人が同意し、かつ、当社がこれを知った時点から起算して 前項同様とします。
- (3) 本契約の満了日から起算して 1 か月前までにタレントと当社いずれかの書面による更新拒絶の意思表示が無い限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
16. 完全合意については、次の各号に定めるとおりとします。
- 本契約は、その締結日におけるタレントに関する合意のすべてを規定したものであり、口頭であるか書面であるかを問わず、本契約締結以前にタレントと当社間でなされた合意事項と本契約の内容が相違する場合は、本契約の内容が優先するものとします。
17. 協議については、次の各号に定めるとおりとします。
- 本契約に定めのない事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合には、タレントと当社が誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。
18. 準拠法・管轄合意については、次の各号に定めるとおりとします。
- 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因または関連して生じた一切の紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年7月  
山口タレント図鑑事務局  
(株式会社エフエム山口)